

奄美市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域において育児又は家事（以下「育児等」という。）の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）及び育児等の援助を行いたい者（以下「サポート会員」という。）を会員として組織化し、会員相互による育児等に関する援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 事業を実施するために、奄美市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置する。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は奄美市とする。ただし、市長は、事業の効果的な運営上必要があると認めるときは、センターの運営を委託することができる。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録その他の会員組織業務
- (2) 援助活動の調整業務
- (3) 会員に対して援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) センターの広報に関する業務
- (6) 子育て支援の関係機関との連絡調整業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める業務

(アドバイザー等)

第5条 事業を実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 前条に規定する業務
- (2) センターの経理事務等の運営に関する業務
- (3) 会員間のトラブルの解決の助言等

(4) 前3号に定めるもののほか、センターの運営に必要と認める業務

3 センターは、事業の円滑な実施に必要があると認めるときは、会員の中から世話役としてサブ・リーダーを選任し、サブ・リーダーに援助活動の調整等を行わせることができる。

(入会)

第6条 センターの会員として入会しようとする者は、奄美市ファミリー・サポート・センター入会申込書(利用会員用)(別記第1号様式)又は奄美市ファミリー・サポート・センター入会申込書(サポート会員用)(別記第2号様式)をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、奄美市ファミリー・サポート・センター会員証(別記第3号様式)を交付する。

3 利用会員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 事業の趣旨を十分に理解している者

(2) 生後2月以上で小学生以下の子(以下「子ども」という。)の保護者で育児等の援助を受けたいもの又は妊娠中の者若しくは生後2月に満たない子の保護者であって家事の援助を受けたいもの

4 サポート会員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 原則として、自宅又は利用会員宅で子どもを預かることができる者

(2) 心身ともに健康で援助活動に理解と意欲をもち、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の者

(3) センターが実施する講習を受講し、事業の趣旨を十分に理解している者

5 利用会員とサポート会員は、これを兼ねることができる。

6 申込書の記載内容を変更しようとするときは、奄美市ファミリー・サポート・センター変更申込書(利用会員用)(別記第1号様式)又は奄美市ファミリー・サポート・センター変更申込書(サポート会員用)(別記第2号様式)をセンターに提出しなければならない。

(退会)

第7条 センターを退会しようとする会員は、退会届(別記第4号様式)をセンターに提出するものとする。

2 会員は、退会に際して、前条第2項の規定により交付された会員証を直ちに返還しなければならない。

3 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

(1) 利用会員及びサポート会員が前条第3項及び第4項のそれぞれの要件を満たさなくなった

とき。

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。

(3) 援助活動に必要な適格性を欠くと市長が認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会員としてふさわしくない行為があったと市長が認めたとき。

(保険)

第8条 センターは、援助活動中の事故に備えるための補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用については、センターが負担する。

3 会員は、援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(援助活動の内容)

第9条 サポート会員が行う援助活動は、次の各号に掲げる活動とする。

(1) 保育所、幼稚園、小学校等（以下「保育所等」という。）への登園又は登校時まで子どもを預かること。

(2) 保育所等及び放課後児童クラブ終了後に子どもを預かること。

(3) 保育所等までの送迎を行うこと。

(4) 子どもが軽度の病気の場合において、子どもを預かること。

(5) 保護者の外出又は病気の際に子どもを預かること。

(6) 産前産後の会員に対して、育児等の援助を行うこと。

(7) その他会員の育児に関して必要な援助を行うこと。

2 前項に規定する援助活動は、原則として利用会員又はサポート会員の自宅において行うものとする。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助活動の実施)

第10条 利用会員は、援助を必要とする場合は、センターに対して援助依頼の申込みを行うものとする。

2 センターは、前項の申込みを受けた場合は、援助活動の調整を行うものとする。

3 援助活動は、利用会員とサポート会員が援助内容等を十分協議の上、相互の合意と責任の下に実施するものとする。

4 援助活動が終了したときは、会員は援助活動報告書（別記第5号様式）を作成し、センターに提出しなければならない。

5 会員は、他人の家庭の事情等に関して、プライバシーを侵害し、又は援助活動により知り得た

秘密を他に漏らしてはならない。センターを退会した後も、同様とする。

(報酬)

第11条 利用会員は、サポート会員に対し、援助活動の終了後、別表に定めるところにより算出した金額を報酬及び実費として支払うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第11条関係）

時間区分	基準額
月曜日から金曜日まで（午前7時から午後7時まで）。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。	1時間当たり600円
上記以外	1時間当たり700円

備考1 基準額は子ども1人に対しての金額とする。

2 援助活動の時間が1時間を超える場合は、30分以内は基準額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とする。

3 複数の子どもの預かる場合の人数は、原則3人までとする。

4 兄弟姉妹など同一世帯の複数の児童を預かる場合は、2人目からの利用料金は、1人当たりの額の半額とする。

5 援助活動の時間は、サポート会員が援助活動を開始したときから利用会員又は利用会員が指定する者へ子どもを引き渡したときまでとする。

6 援助活動を取り消す場合は、次のとおり取消しを申し出た利用会員が支払うものとする。

(1) 前日までの取消し 無料

(2) 当日に申し出た取消し（援助活動が始まる前まで） 基準により算出された報酬の半額

(3) 申し出のない取消し 全額

7 食事代、おやつ代、おむつ代等については、利用会員が実費を支払うものとする。また、利用会員が特定のものを希望する場合は、利用会員が用意するものとする。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

奄美市ファミリー・サポート・センター入会（変更）申込書（利用会員用）

奄美市ファミリー・サポート・センター 御中

次のとおり、奄美市ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます。

つきましては、奄美市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を遵守し、この申込書に記載の情報が、サポート会員に提供されることに同意します。

氏名	フリガナ			性別	男・女	写真(4.0cm×3.0cm)
生年月日	年 月 日					
住所						
連絡先	自宅電話番号			その他 緊急連絡先		
	自宅FAX番号					
	携帯電話番号					
勤務先	名 称				勤務形態	
	所 在 地	(電話番号)			勤務時間	
子どもの状態	氏名(フリガナ)	生年月日	性別	保育所・幼稚園・小学校名等	病歴・アレルギー	
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
	特に注意してほしいこと等					
同居家族	氏 名	続柄	年齢	職業(学校名等)		
かかりつけの医療機関	名 称					
	所 在 地					
	電 話 番 号					

※奄美市ファミリー・サポート・センター記入欄

会員番号		入会年月日	年 月 日	本人確認	免許証・保険証・その他 ()
		退会年月日	年 月 日		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

奄美市ファミリー・サポート・センター入会（変更）申込書（サポート会員用）

奄美市ファミリー・サポート・センター 御中

次のとおり、奄美市ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます。
つきましては、奄美市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を遵守し、この申込書に記載の情報が、利用会員に提供されることに同意します。

氏名	フリガナ						性別	男・女	写真(4.0cm×3.0cm)	
生年月日	年 月 日									
住所										
連絡先	自宅電話番号						その他 緊急連絡先			
	自宅FAX番号									
	携帯電話番号									
勤務先	名 称							勤務形態		
	所 在 地		(電話番号)					勤務時間		
保育に関する事項	経験年数							自家用車での送迎 ☐ 可能 ☐ 不可能		
	免許・資格の有無	☐ 無 ☐ 有 [保育士・幼稚園教諭・保健師・ヘルパー その他 ()]								
活動可能日	活動可能な時間帯に○を付けてください。							預かれる子どもの年齢	可否	特記事項
	時 間 帯	月	火	水	木	金	土 日			
	: ~ :							1歳児未満	可・否	
	: ~ :							1歳・2歳児	可・否	
	: ~ :							就学前	可・否	
: ~ :							小学生	可・否		
同居家族	氏 名		続柄		年齢		職業(学校名等)			
ペットの有無		☐ 無 ☐ 有()								

※奄美市ファミリー・サポート・センター記入欄

会員番号		入会年月日	年 月 日	本人確認	免許証・保険証・その他 ()
		退会年月日	年 月 日		

第3号様式（第6条関係）
（表面）

奄美市ファミリー・サポート・センター会員証		写 真
会員番号		
氏 名		
上の者は、奄美市ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。		
年 月 日		
奄美市長		

（裏面）

1 援助活動中は、必ずこの会員証を携帯し、身分を証明する必要があるときは、提示してください。 2 他人の家庭の事情等に関して、プライバシーを侵害し、又は援助活動等により知り得た秘密を漏らしてはいけません。 3 援助活動の実施や報酬の收受については、奄美市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を遵守してください。 4 援助活動中に事故が発生したときは、直ちにセンターへ連絡してください。 5 この会員証を紛失したとき又は変更したときは、直ちにセンターへ連絡してください。 6 この会員証は、他人に貸したり、譲渡してはいけません。 7 上記事項を遵守されなかった場合は、会員の資格を取り消す場合があります。 8 退会するときは、必ずこの会員証を返還してください。
--

第4号様式（第7条関係）

退 会 届

奄美市ファミリー・サポート・センター 御中

次のとおり、奄美市ファミリー・サポート・センターを退会します。

会 員 番 号	
住 所	
氏 名	
退 会 の 理 由	

年 月 日

氏 名 印

第5号様式（第10条関係）

（利用会員用）

援助活動報告書

1 実施日時

年	月	日（ ）	時	分～	時	分
---	---	------	---	----	---	---

2 利用会員

会員番号		子どもの名前	
氏名			

3 援助区分（あてはまる欄に○印をつけてください。）

① 保育所等への登園又は登校時までの預かり		② 保育所等及び放課後児童クラブ終了後の預かり		③ 保育所等までの送迎		④ 子どもの病気の時の援助	
⑤ 保護者の外出又は病気の場合の預かり		⑥ 産前産後の育児等の援助		⑦ その他（ ）			

4 援助内容

時 刻	子 ど も の 様 子
：	援助活動開始 場所：
：	
：	
：	
：	援助活動終了

※子どもの様子欄には、食事(ミルク)、おやつ、遊びの内容、健康状態等を記入してください。

5 報酬等

平 日 (7:00～19:00)	1 人 目	600円× 1人×	時間＝	円
	2 人 目 以 降	300円× 人×	時間＝	円
上 記 以 外	1 人 目	700円× 1人×	時間＝	円
	2 人 目 以 降	350円× 人×	時間＝	円
小計 ①				円
実 費	おやつ代等（ ）			円
	交通費（ ）			円
	その他（ ）			円
小計 ②				円
合計①+②				円

利用会員

上記のことについて確認しました。

年 月 日

会員番号
氏 名

印

サポート会員

上記のとおり援助活動を実施しましたので報告します。

なお、報酬等については領収しました。

年 月 日

会員番号
氏 名

印

援助活動報告書

1 実施日時

年	月	日 ()	時	分～	時	分
---	---	-------	---	----	---	---

2 利用会員

会員番号		子どもの名前	
氏名			

3 援助区分(あてはまる欄に○印をつけてください。)

① 保育所等への登園又は登校時までの預かり		② 保育所等及び放課後児童クラブ終了後の預かり		③ 保育所等までの送迎		④ 子どもの病気時の援助	
⑤ 保護者の外出又は病気の場合の預かり		⑥ 産前産後の育児等の援助		⑦ その他 ()			

4 援助内容

時 刻	子 ど も の 様 子
:	援助活動開始 場所:
:	
:	
:	
:	援助活動終了

※子どもの様子欄には、食事(ミルク)、おやつ、遊びの内容、健康状態等を記入してください。

5 報酬等

平日 (7:00～19:00)	1 人 目	600円× 1人×	時間＝	円
	2 人 目 以 降	300円× 人×	時間＝	円
上 記 以 外	1 人 目	700円× 1人×	時間＝	円
	2 人 目 以 降	350円× 人×	時間＝	円
			小計 ①	円
実 費	おやつ代等()			円
	交通費()			円
	その他()			円
			小計 ②	円
			合計①+②	円

利用会員

上記のことについて確認しました。

年 月 日

会員番号
氏 名

印

サポート会員

上記のとおり援助活動を実施しましたので報告します。

なお、報酬等については領収しました。

年 月 日

会員番号
氏 名

印

援助活動報告書

1 実施日時

年	月	日()	時	分～	時	分
---	---	------	---	----	---	---

2 利用会員

会員番号		子どもの名前	
氏名			

3 援助区分(あてはまる欄に○印をつけてください。)

① 保育所等への 登園又は登校時 までの預かり		② 保育所等及び 放課後児童クラ ブ終了後の預か り		③ 保育所等まで の送迎		④ 子どもの病気 時の援助	
⑤ 保護者の外出 又は病気の場合 の預かり		⑥ 産前産後の育 児等の援助		⑦ その他 ()			

4 援助内容

時 刻	子 ど も の 様 子
:	援助活動開始 場所:
:	
:	
:	
:	援助活動終了

※子どもの様子欄には、食事(ミルク)、おやつ、遊びの内容、健康状態等を記入してください。

5 報酬等

平日 (7:00~19:00)	1 人 目	600円× 1人×	時間=	円
	2 人 目 以 降	300円× 人×	時間=	円
上 記 以 外	1 人 目	700円× 1人×	時間=	円
	2 人 目 以 降	350円× 人×	時間=	円
			小計 ①	円
実 費	おやつ代等()			円
	交通費()			円
	その他()			円
			小計 ②	円
			合計①+②	円

利用会員

上記のことについて確認しました。

年 月 日

会員番号
氏 名

印

サポート会員

上記のとおり援助活動を実施しましたので報告します。

なお、報酬等については領収しました。

年 月 日

会員番号
氏 名

印